

確定申告等についてのお知らせ

介護保険要介護認定者のおむつ代の医療費控除

介護保険による要介護認定を受けておむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者（大里広域市町村圏組合）が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

ただし、次の要件をすべて満たすことが必要です。
 ・要介護認定有効期間が平成27年中にあること
 ・要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること
 ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること（初めての方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です）。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課（☎501・1330）、大里広域寄居介護保険事務所（健康福祉課内☎581・2121内線123・124）へ。

熊谷税務署からのお知らせ

公的年金等受給者にかかる確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は必要ありません。
 ※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や、繰越控除などの適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

復興特別所得税

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

問い合わせ／熊谷税務署個人課税部門（☎521・5649）へ。

税理士による確定申告無料相談

税理士事務所では、年収金額が600万円以下で次に該当する方を対象に、確定申告相談と申告書の作成指導を行います。

期間／2月1日(月)～15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

対象／①年金を受けている方
 ②給与所得者で医療費控除を受けようとする方
 ③年の途中の退職、または就職等により年末調整を受けていない方

費用／無料

申し込み／事前に電話でお申し込みください。

問い合わせ／関東信越税理士会熊谷支部（☎048・521・3312）、またはお近くの税理士事務所へ。

介護保険要介護認定者の障害者控除の認定

65歳以上（平成27年12月31日現在）の要介護3～5の方、またはその方を扶養している親族の方は、税法上の障害者控除の適用を受けることができます。

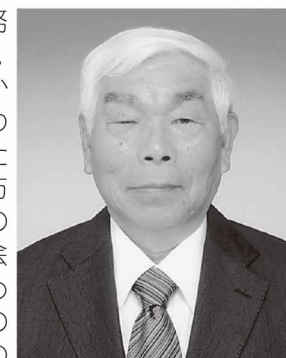
適用を受ける場合は、健康福祉課へ障害者控除対象者認定申請を行い、障害者控除対象者認定書を受け、申告の際にご持参ください。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123・124）へ。

加藤勇さんに法務大臣から感謝状

加藤勇さん(五ノ坪)に、法務大臣から感謝状が贈られました。

加藤さんは平成11年12月から27年11月までの16年間にわたり、保護司として罪を犯した人たちの更生援助と犯罪予防活動にご尽力されました。この間、深谷地区保護司会の副会長、同会寄居支部の会長も務められるなど、保護司会の任務の円滑な遂行にも貢献され、他の保護司の方々からも厚い信望を寄せられていました。



加藤さんは「多くの対象者やその家族に寄り添い、更生への一助に努め、ここに大過なくその任を果たすことができました。過ぎてしまえば、あっという間の16年間、人のために尽くすのが使命と心に決め精一杯努めてきました。時に更生した方たちが頑張っている姿を見ると自分のしてきたことが役に立ったのだと実感し、この仕事のできたことを大変嬉しく思います。これからも「人はみな生かされて生きてゆく、の信条をモットーに、少しでも更生保護の手助けができればと思っています」と話してくれました。

小学校の入学説明会

今年4月に小学校に入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を実施します。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れずにご出席ください。

※中学校の入学説明会については、本誌12月号をご覧ください。

学校名	月日(曜日)	受付時間	開始時間	電話番号
寄居小学校	2月 2日(火)	13:40~14:00	14:00	581-0102
桜沢小学校	2月 5日(金)	13:15~13:30	13:30	581-0131
用土小学校	2月12日(金)	13:30~13:45	13:50	584-2004
折原小学校	2月10日(水)	13:20~13:30	13:30	581-0328
鉢形小学校	2月10日(水)	13:15~13:30	13:30	581-3300
男衾小学校	2月 4日(木)	13:00~13:20	13:20	582-0037

問い合わせ／各小学校へ。

始まりました！農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦・応募受付

町、農業委員会では『農業委員会等に関する法律』に基づき、農業委員会の委員（農業委員）と、農業委員会が来年度に新設する農地利用最適化推進委員（推進委員）の推薦・応募を受け付けています。

推薦・応募要項で詳しい内容をご確認のうえ、所定の推薦書、または応募書を農林課(役場4階)に提出してください。これらの関係書類は、農林課の窓口で配布しているほか、町公式ホームページから取得できます。

■各委員の概要

	農業委員	推進委員
資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができること。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有すること。
主な業務内容	農地の売買・貸借の許可や転用等の審議	農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消
定数	12人	8人 (区域等は別表のとおり)
任期	3年(平成28年4月1日～平成31年3月31日)	委嘱日～平成31年3月31日
報酬	町の規定に基づき支給	町の規定に基づき支給
任命・委嘱(※)	町長が任命	農業委員会が委嘱

※被推薦者・応募者の中から選定し任命・委嘱します。なお、農業委員については、原則として認定農業者等が委員の過半数を占めることなどの法定要件があるほか、任命にあたっては町議会の同意が必要になります。

(別表) 推進委員の区域・人数

区域名	左の区域に属する地域(大字)	人数
市街地・西部・桜沢	寄居、藤田、末野、金尾、風布、桜沢	各区域 2人
折原・鉢形	折原、立原、秋山、三品、西ノ入、鉢形、露梨子、三ヶ山、保田原、小園	
男衾	富田、赤浜、牟礼、今市、鷹ノ巣、西古里	各区域 2人
用土	用土	

■提出期限

1月27日(水)午後5時15分

■提出方法

・持参…役場の開庁時間内(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)に提出してください。

・郵送…提出期限必着。

■提出先

〒369-1292寄居町大字寄居1180番地1

寄居町役場4階 農林課

※推薦・応募に関する情報(氏名・年齢等)は、町公式ホームページで公表されます。

問い合わせ／農林課(☎581・2121内線407)へ。

日本美術展覧会

寄居町からも入選

10月30日～12月6日に、改組新第2回(平成27年度)日本美術展覧会が国立新美術館(東京都)で開催されました。日本美術展覧会は、100年以上の歴史を持ち、毎回全国から多くの方が訪れています。
 今回、寄居町から入選された方のお名前と作品名をご紹介します。作品の詳細については、本誌2月号に掲載予定です。

入選 第2科(洋画)

村松泰弘さん(用土6区)

作品名

「風布の流れ」

入選 第5科(書)

加藤東陽さん(常木)

作品名

「万葉歌」